
プロジェクト 譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化
項目 本プロジェクトの今後の進め方

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 537 回企業会計基準委員会（2024 年 12 月 3 日開催）において新規テーマとして取り上げることとされた「譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化」に関して、これまでの経緯を示した上で、本プロジェクトの今後の進め方についてご意見を伺うことを目的としている。

II. これまでの経緯

（第 52 回企業会計基準諮問会議（2024 年 11 月 29 日開催））

2. 第 52 回企業会計基準諮問会議において、全国銀行協会より、実務対応レベルのテーマとして「譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化」について、新規テーマの提案がなされた。具体的には、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）では、金融資産の消滅の認識要件について、譲受人が一定の特別目的会社（以下「SPC」という。）の場合には、当該 SPC が発行する「証券」の所有者を当該金融資産の譲受人とみなして消滅の認識の要件を適用するとされており、SPC に対して貸付が行われている場合の当該要件の適用の明確化が提案されたものである。
3. 第 52 回企業会計基準諮問会議においては、「証券」に対する消滅の認識の要件の取扱いを貸付金に類推適用できるかについて、様々な考え方があるのではないかと、また、本件は必ずしも金融機関に限られない広範な影響がある可能性があるとの指摘が聞かれ、会計基準の開発により当該要件の適用の明確化が必要と考えられた。このため、新規テーマとして企業会計基準委員会に提言することとされた。

（第 537 回企業会計基準委員会（2024 年 12 月 3 日開催））

4. 第 537 回企業会計基準委員会（2024 年 12 月 3 日開催）において、企業会計基準委員会の新規テーマとする提言がなされ、今後、リソースの状況を踏まえて、検討を開始することとされた。

III. 本プロジェクトの今後の進め方に関する検討

(テーマ提案書)

5. 第 52 回企業会計基準諮問会議の資料(1)-2 において示されたテーマ提案書の抜粋は次のとおりである。

(テーマ) 譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化

(提案理由)

現行の「金融商品に関する会計基準」では、金融資産の消滅の認識要件について、譲受人が一定の特別目的会社(以下、「SPC」という)の場合には、当該 SPC が発行する「証券」の所有者を当該金融資産の譲受人とみなして消滅の要件を適用するとされており、しばしばその「証券」の定義について議論となり、監査法人間で解釈が分かれていることから、その明確化が必要と考える。

金融商品に関する会計基準（企業会計基準第 10 号）

第 9 項（注 4）譲受人が特別目的会社の場合について

金融資産の譲受人が次の要件を充たす会社、信託又は組合等の特別目的会社の場合には、当該特別目的会社が発行する証券の所有者を当該金融資産の譲受人とみなして第 9 項(2)の要件を適用する。

- (1) 特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた金融資産から生じる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されていること
- (2) 特別目的会社の事業が、(1)の目的に従って適正に遂行されていると認められること

(具体的内容)

金融商品に関する会計基準第 9 項(注 4) (以下、「注 4」という)では、譲受人が一定の SPC である場合に、当該 SPC が発行する「証券」の所有者を譲受人としてみなす旨の記載があるが、この「証券」の定義・範囲が論点となるのは主として当該 SPC の資金調達に譲渡人が関与している場合である。

注 4 を補足する「金融商品会計に関する実務指針」40 項では、当該 SPC の「証券等」の一部又は全部を譲渡人が保有することとなる場合に、当該保有部分についての譲渡はなかったものとみなされる旨記載があり、「証券等」として、信託の受益権・組合の出資金・株式・会社の出資金・社債・劣後債等が例示されている。

金融商品会計に関する実務指針（移管指針第 9 号）

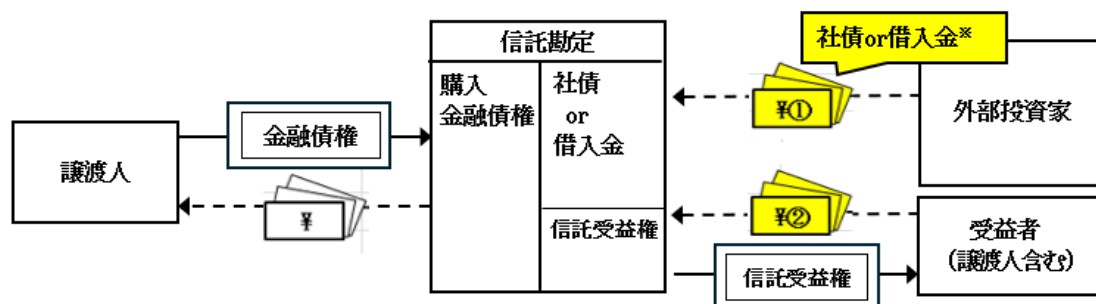
40. 特別目的会社を用いた証券化において、譲渡人が、金融資産の譲渡対価の全部又は一部として特別目的会社の発行する証券等（信託の受益権、組合の出資金、株式、会社の出資金、社債、劣後債等）の全部又は一部を保有することになる場合、金融商品会計基準（注 4）により証券等の所有者が譲受人とみなされ、譲渡人が譲受人となるから当該保有部分の譲渡はなかったものとする。したがって、当該全部又は一部に対応する譲

渡金融資産の全部又は一部は、「残存部分」として取り扱い、金融資産の消滅の認識を行わない。

「証券等」のこれらの例示は末尾の「劣後債等」の記載から限定列举でないことは明らかであるものの、この「証券等」が企業会計において有価証券とみなされるものを指すのか、又はSPCによる資金調達手段全般を指すのかについての明確な記載はない。

仮に「証券等」の定義が前者、企業会計において有価証券とみなされるものであった場合には、リスク・リターン等における経済実態としては差がないにも関わらず金融資産の消滅の範囲に差が出るのが考えられる。

例えば、保有する金銭債権を信託勘定へ譲渡し、譲渡人は信託受益権を保有、信託勘定は譲渡人以外の投資家からの資金調達を金融資産取得の主たる原資とする場合に、外部投資家からの資金調達手段が社債か借入金かで譲渡人の金融資産の消滅の範囲が異なる事態が考えられる。



※ 信託受益権以外の資金調達手段が社債である場合は、外部投資家からの調達を含めて残存部分を計算。

$$\text{残存部分} = \text{譲渡した金銭債権の帳簿価額} \times \frac{\text{信託受益権 (譲渡人保有分)}}{\text{①} + \text{②}}$$

信託受益権以外の資金調達手段が借入金である場合は、信託受益権の保有割合のみで残存部分を計算。

$$\text{残存部分} = \text{譲渡した金銭債権の帳簿価額} \times \frac{\text{信託受益権 (譲渡人保有分)}}{\text{②}}$$

※ 「社債 or 借入金」を譲渡人が保有等することは基本的には想定していない。

この点、SPCの独立性を考慮すれば、SPCの金融資産取得のための資金調達方法と譲渡人の支配の移転に関連性は薄いため、「証券等」の定義は後者、資金調達手段全般を指し、借入金等も含まれるものと考えられる。これは、例示に含まれる社債と、例示に含まれない借入金を比較した場合、転売制限のある私募債と、銀行によって当初から移転が予定されている借入金を比較すれば後者の方に流動性がある等、区別が困難であることも理由として挙げられる¹⁾。

なお、IFRSでは、リスク経済価値アプローチに基づいた金融資産の認識の中止が規定

されているが、上に示した具体的状況においては、譲渡された金融資産に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが、譲受人たる信託勘定の調達の大宗を占める外部投資家に対して移転していると考えられ、原債権の全部の認識の中止が認められる。

以上から、譲渡先が SPC である場合に金融資産の消滅を検討する「証券」には、SPC の資金調達手段全般を含む旨を明確にする改正が必要と考える。

以上

脚注 1：各種解説書においても、金融商品会計基準でいう「証券」には、借入金を主たる資金調達する場合でも該当するという記載がある。（(株) 税務経理協会 Q&A 金融商品会計 初版 P43 中段）

(ASBJ 事務局の分析)

6. テーマ提案者からは、金融資産の譲渡において、その譲渡先が SPC である場合に金融資産の消滅を検討する「証券」の範囲について改正するように提案されているが、本質的な課題としては、SPC が発行する証券の保有者だけでなく SPC に対する融資者も金融資産から生じる収益を享受している場合、どのように評価して譲渡人が譲渡した金融資産の消滅の認識に関する判断を行うかという点であると考えられる。このため、次項以降において、まず金融資産の消滅を認識するにあたり、金融資産の支配の移転に関する要件を定めている金融商品会計基準第 9 項に関する分析を行い、その後、譲渡人が SPC の発行する証券等の全部又は一部を保有する場合について、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）第 40 項に関する分析を行う。

金融商品会計基準第 9 項の分析

7. 金融商品会計基準では、金融資産の消滅を認識するにあたり、金融資産の支配の移転について次の要件を検討するとされている。

9. 金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、次の要件がすべて満たされた場合とする。
- (1) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること
 - (2) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること^(注4)
 - (3) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していないこと

(注4) 譲受人が特別目的会社の場合について

金融資産の譲受人が次の要件を満たす会社、信託又は組合等の特別目的会社の場合には、当該特別目的会社が発行する証券の保有者を当該金融資産の譲受人とみなして第 9 項(2)の要件を適用する。

- (1) 特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた金融資産から生じる収益を当該特別目的会社が発行する証券の保有者に享受させることを目的として設立されていること
- (2) 特別目的会社の事業が、(1)の目的に従って適正に遂行されていると認められること

8. ここで、金融商品会計基準第9項は、金融資産の譲渡に係る消滅の認識は財務構成要素アプローチによることとした上で、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは三要件がすべて満たされた場合とすることとしたものである（金融商品会計基準第58項）。本件では、金融商品会計基準第9項の三要件のうち、(2)の要件の評価が関連すると思われる。
9. 金融商品会計基準第9項(2)の要件は、「譲受人が譲渡された金融資産を実質的に利用し、元本の返済、利息又は配当等により投下した資金等のほとんどすべてを回収できる等、譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できることが必要である」（金融商品会計基準第58項）とされており、投下したキャッシュ・フローの対価として譲渡された金融資産から生じるキャッシュ・フローを譲受人が実質的に受け取ることができるかどうかにより評価することを求める趣旨であると考えられる。
10. 加えて、金融商品会計基準（注4）は、譲受人が一定の要件を満たしたSPCの場合は、その発行する証券の保有者を当該金融資産の譲受人とみなして第9項(2)の要件を適用することとしている。したがって、譲受人が一定の要件を満たしたSPCの場合には、直接的に譲り受けたSPCではなく、SPCが発行する証券の保有者の観点から、譲渡された金融資産から生じるキャッシュ・フローを実質的に受け取ることができるかどうかの評価を求める趣旨であると考えられる。
11. ここで、例えば、譲渡人は保有する金銭債権をSPC¹に売却するとする。SPCはその対価として、一部の投資家には証券を発行することにより、その他の投資家からは借入れを行うことにより調達した資金をもって譲渡人に支払うとする。なお、ここでは、SPCが証券を発行するまでのつなぎとして借入れを行い、証券の発行後に借入れの返済を行う場合は含まない。
12. この場合、実質的には、当該SPCに流入するキャッシュ・フローが投資のリターンの原資となる点については、SPCが発行した証券の所有者であっても、SPCに対する融資者であっても変わらないと考えられる。

¹ SPCは、金融商品会計基準（注4）の要件を満たすSPCであるとする。

13. ここで、金融商品会計基準（注4）では、一定の要件を満たしたSPCの場合、金融商品会計基準第9項(2)の要件の評価にあたって、当該SPCが発行する証券の保有者を譲受人とみなすとされており、貸付金は明示されていない。この点、形式的な観点からは融資は証券の発行と異なることから、金融商品会計基準（注4）における証券に貸付金は含まれないと考えられる。しかし、金融商品会計基準第9項及び（注4）の趣旨を踏まえると、当該SPCに対する融資者も証券の保有者と同様に取り扱った上で、譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できるかどうかを評価すべきと考えられる。
14. したがって、金融商品会計基準（注4）について証券の保有者だけではなく、貸付金の保有者についても同様に取り扱うことを示すように改正することが考えられる。

譲渡人がSPCの発行する証券等の全部又は一部を保有する場合

15. 次に、金融商品実務指針第40項には、金融商品会計基準（注4）を参照している次の記載があり、譲渡人が「特別目的会社の発行する証券等（信託の受益権、組合の出資金、株式、会社の出資金、社債、劣後債等）」の全部又は一部を保有することになる場合、当該保有部分の譲渡はなかったものとするとしている。

金融資産の譲渡人が譲渡先である特別目的会社が発行する証券等を保有する場合

40. 特別目的会社を用いた証券化において、譲渡人が、金融資産の譲渡対価の全部又は一部として特別目的会社の発行する証券等（信託の受益権、組合の出資金、株式、会社の出資金、社債、劣後債等）の全部又は一部を保有することになる場合、金融商品会計基準（注4）により証券等の保有者が譲受人とみなされ、譲渡人が譲受人となるから当該保有部分の譲渡はなかったものとする。したがって、当該全部又は一部に対応する譲渡金融資産の全部又は一部は、「残存部分」として取り扱い、金融資産の消滅の認識を行わない。

16. 金融商品実務指針第40項は、譲渡人が金融資産の譲渡対価としてSPCが発行する証券等を保有する場合には、金融商品会計基準（注4）により譲渡人を当該金融資産の譲受人とみなすこととなるため、譲渡人が、譲渡金融資産から生じるキャッシュ・フローを実質的に受け取るようになる部分については、譲渡はなかったものとする趣旨であると考えられる。
17. ここで、金融商品会計基準（注4）について証券の保有者だけではなく貸付金の保有者についても同様に取り扱うように改正する場合、金融商品実務指針第40項の判定においても証券の保有者と貸付金の保有者を同様に取り扱うことが金融商品実務指針第40項の趣旨に沿うと考えられる。

18. この点、金融商品実務指針第40項では、「証券等」とされており、その例として、「信託の受益権、組合の出資金、株式、会社の出資金、社債、劣後債等」が示されていることから、貸付金が「等」に含まれていると解釈することは可能であるとも考えられる。しかしながら、譲渡人がSPCに対する貸付金を保有する場合についても同様に取り扱うことを明確に記載することによって、実務上のばらつきを抑えることができると考えられる。このため、明確化のために金融商品実務指針第40項を改正することが考えられる。

(ASBJ事務局の提案)

19. 前項までの分析を踏まえて、金融商品会計基準及び金融商品実務指針について、次の改正を行うこととしてはどうか。
- (1) 金融商品会計基準(注4)について、証券の保有者だけではなく、貸付金の保有者についても同様に取り扱うことを示す。
 - (2) あわせて、金融商品実務指針第40項について、譲渡人がSPCの発行する証券を保有することになる場合のみではなく、SPCに対する貸付金を保有する場合についても同様に取り扱うことを示す。

ディスカッション・ポイント

- ① 企業会計基準諮問会議からの提案内容を含むこれまでの経緯について、ご質問があれば伺いたい。
- ② 本資料第6項から第19項の今後の進め方に関する事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。また、追加で検討すべき論点があればご教示いただきたい。

以 上

別紙：関連する会計基準等の定め**(企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」)**

9. 金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、次の要件がすべて満たされた場合とする。
- (1) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること
 - (2) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること^(注4)
 - (3) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していないこと

(注4) 譲受人が特別目的会社の場合について

金融資産の譲受人が次の要件を満たす会社、信託又は組合等の特別目的会社の場合には、当該特別目的会社が発行する証券の保有者を当該金融資産の譲受人とみなして第9項(2)の要件を適用する。

- (1) 特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた金融資産から生じる収益を当該特別目的会社が発行する証券の保有者に享受させることを目的として設立されていること
- (2) 特別目的会社の事業が、(1)の目的に従って適正に遂行されていると認められること

58. このため、本会計基準では、金融資産の譲渡に係る消滅の認識は財務構成要素アプローチによることとし、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは次の三要件がすべて満たされた場合とすることとした(第9項参照)。

- (1) (略)
- (2) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること

譲受人が譲渡された金融資産を実質的に利用し、元本の返済、利息又は配当等により投下した資金等のほとんどすべてを回収できる等、譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できることが必要である。したがって、譲渡制限があっても支配の移転は認められるが、譲渡制限又は実質的な譲渡制限となる買戻条件の存在により、譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受することが制約される場合には、当該金融資産の支配が移転しているとは認められない。

なお、譲受人が特別目的会社の場合には、その発行する証券の保有者が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できることが必要である。

- (3) (略)

(移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」)**金融資産の譲渡人が譲渡先である特別目的会社が発行する証券等を保有する場合**

40. 特別目的会社を用いた証券化において、譲渡人が、金融資産の譲渡対価の全部又は一部として特別目的会社の発行する証券等（信託の受益権、組合の出資金、株式、会社の出資金、社債、劣後債等）の全部又は一部を保有することになる場合、金融商品会計基準（注4）により証券等の保有者が譲受人とみなされ、譲渡人が譲受人となるから当該保有部分の譲渡はなかったものとする。したがって、当該全部又は一部に対応する譲渡金融資産の全部又は一部は、「残存部分」として取り扱い、金融資産の消滅の認識を行わない。

以 上